

東日本大震災における原子力発電所 の事故による被害を受けた方へ 被害を受けた方へ

東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けた方は、地方税の軽減措置などを受けることができます。

県税

○自動車税・自動車取得税の非課税措置

警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。

また、警戒区域内にあった自動車でも永久抹消登録などがなされたものに代わる自動車を、平成26年3月31日までに取得した場合、自動車取得税および平成25年度分までの自動車税が非課税となります。

○不動産取得税の軽減措置

警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を警戒区域指定指示が解除された日から一定期間(3カ月、新築家屋は1年)内に取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。

市税

○固定資産税・都市計画税の軽減措置

警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を警戒区域

指定指示が解除された日から一定期間(3カ月、新築家屋は1年)内に取得した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。

○軽自動車税の非課税措置

警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納などがなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。

また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車でも永久抹消登録などがなされたものに代わる軽自動車を平成25年4月1日までに取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

※軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

《県税関係》

大田原県税事務所 課税課

TEL (23) 4172

《市税関係》

市税課課税資産税係

TEL (23) 8726

市税務課課税係

TEL (23) 8785



11月は個人事業税(2期分) の納付月です

○納期限の11月30日(水)までに納付してください。

○口座振替を利用している方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

○口座振替を利用していない方は、納期限までに、納付書裏面記載の金融機関または県税事務所の窓口で納付してください。

■問い合わせ

大田原県税事務所 課税課

TEL 0287(23) 4172

税を考える週間 「税の役割と税務署の仕事」 に関する行事

国税庁では、毎年11月11日〜17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

今年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT化・国際化に対する諸施策について紹介いたします。また、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報をご紹介します。

●主な行事予定

○税に関する作文の優秀作品の展示

など(パネル展示)

・期間 11月11日(金)〜17日(木)
・場所 大田原税務署

大田原県事務所

東武宇都宮百貨店大田原店

○納税表彰式、税に関する作文表彰式

日時 11月15日(火)

午後3時〜4時30分

・場所 カシマウエディングリゾート

■問い合わせ

大田原税務署総務課

TEL (22) 3115

産業

10月1日から 栃木県最低賃金改正

●栃木県最低賃金

時間額 700円

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイトなどにも適用されます。

なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

■問い合わせ

栃木労働局労働基準部賃金室

TEL 028(634) 9109

大田原労働基準監督署

TEL (22) 2279

